

別紙

諮問第632号

答 申

1 審査会の結論

「人事委員会事務局職員の請求人に対する傲慢対応に関する全ての個人情報」を不
存在を理由として非開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都個人情報の保護に関する条例（平成2年東京都条例
第113号。以下「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「開示請求者が審
査請求人である平成〇年（〇）第〇号事件の審査請求において、平成〇年〇月〇日
付裁決書の送付状記載の裁決取消しの訴訟の件について、訴状での被告（都人事委
員会）情報の記載の仕方を平成〇年〇月下旬（〇月〇日頃）に請求者が都人事委員
会（事務局）に質問した時の、対応した人事委員会事務局職員の請求人に対する傲
慢対応（「送付状」記載の通りという質問の趣旨に沿わない回答を延々と繰り返し、
挙句の果てにネームプレートを隠した馬鹿職員（管理職と推察される）が、「送付
状の記載で分からないのは、お前（審査請求人）が馬鹿だからだ」という内容の発
言等により、請求人を侮辱し続けた）に関する全ての個人情報（上記請求人を侮辱
した馬鹿職員の氏名に関する情報を含む）」（以下「本件請求個人情報」とい
う。）の開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、東京都人事委員会が
平成29年11月2日付けで行った非開示決定（以下「本件非開示決定」という。）に
ついて、その取消しを求めるというものである。

(2) 審査請求の理由

審査請求書及び意見書における審査請求人の主張を要約すると、以下のとおりで
ある。

ア 審査請求書

(ア) 趣旨

本件非開示決定を取り消し、審査請求人が平成〇年〇月〇日付けで開示請求した保有個人情報全てを開示せよ。

(イ) 理由

本件の対応に関する個人情報は存在しないと実施機関は主張するが、本件は警察が出動するほどのトラブルになったのであるから、事務管理やコンプライアンスの観点から見ても、この説明対応に関する文書が存在しないはずがない。

以上より、実施機関の非開示決定の理由は、失当である。よって、開示請求者は、本件非開示決定の取消しを求めて、審査請求を行うこととした。

イ 意見書

実施機関は「人事委員会執務室内で審査請求人が大声で怒鳴っており」と主張しているが、審査請求人の説明要求事項に対してピント外れの回答を繰り返すという、都知事が推奨する「都民ファースト」を全否定するような問題対応を繰り返して、審査請求人を怒らせたのは実施機関の方である。実施機関の主張は、本件トラブルの原因となった身内職員の職務怠慢対応の非について、一市民として説明を求めた審査請求人に責任転嫁しようとする厚顔無恥で反社会的なものであるから、失当である。

また、実施機関は、本件について、口頭により経緯や状況を説明し、報告を行っていたため、後に「報告書」として改めて文書を作成し、報告することはなかったとして、請求に係る保有個人情報は作成、取得しておらず、存在しない旨主張しているが、警察沙汰になったトラブルについて、報告書等の対応記録を作成していないというのは、情報の引継ぎ、共有化という組織管理上の観点からあり得ない話であり、このような実施機関の職務怠慢対応は、地方公務員法30条等に抵触する違法行為である。よって、組織防衛を目的とした違法行為を正当化するような実施機関の主張は、反社会的な要素を多分に含んでいるから、失当である。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

理由説明書における実施機関の主張を要約すると、以下のとおりである。

審査請求人が平成〇年〇月〇日に東京都人事委員会事務局に訪問し、職員が対応した事実はある。その時の状況として、執務室内入口付近の打合せコーナー（委員室、局長室の前）で審査請求人が大声で怒鳴っており、勤務時間を過ぎても執務室内に居座っていたため、庁舎管理を所管する部署が執務室内秩序維持を目的に、〇〇警察署に連絡をした。警察官が到着するまでの間、審査請求人の罵声が執務室中に響きわたる大きさであったため、局長をはじめとする対応職員の上司等大勢の職員が案ずる状況であった。

審査請求人の本件開示請求に係る保有個人情報の内容は〇月〇日当時の対応記録であると考えられるが、本件については、その場で上司や庁舎管理を所管する部署から状況を聞かれていたので、口頭により経緯や状況を説明し報告を行っていたため、後に「報告書」として改めて文書を作成し、報告することはなかった。

したがって、請求に係る保有個人情報は、作成及び取得しておらず、存在しないことから、条例14条1項の規定により、本件非開示決定を行ったものである。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

審査会は、本件審査請求について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成30年 3月 8日	諮問
平成30年 8月31日	実施機関から理由説明書收受
平成30年12月12日	審査請求人から意見書收受
平成31年 1月24日	新規概要説明（第191回第二部会）
平成31年 2月22日	審議（第192回第二部会）

(2) 審査会の判断

審査会は、実施機関及び審査請求人の主張を具体的に検討した結果、以下のよう
に判断する。

ア 本件開示請求に係る決定について

本件開示請求について、実施機関は、その趣旨を平成〇年〇月〇日に審査請求
人が実施機関を訪問した際の対応記録を求めるものと解し、同記録を本件請求個
人情報として特定した上で、不存在を理由として本件非開示決定を行った。

イ 本件請求個人情報不存在の妥当性について

実施機関は、本件の経緯及び本件請求個人情報が不存在であることの理由を次
のように説明する。

審査請求人は、平成〇年〇月〇日に東京都人事委員会事務局を訪問し、職員が
対応した際、人事委員会執務室内入口付近の打合せコーナー（委員室、局長室の
前）において大声で怒鳴り、勤務時間を過ぎても執務室内に居座っていた。その
罵声は執務室中に響きわたる大きさであったため、局長をはじめとする対応職員
の上司等大勢の職員が案ずる状況であった。本件については、その場で上司や庁
舎管理を所管する部署から状況を聞かれ、口頭により経緯や状況を説明し報告を
行っていたため、後に改めて文書で報告することはなかった。

本件開示請求に係る保有個人情報の内容は上記2（1）のとおりであるが、そ
の記載は冗長であり、これのみから審査請求人が求める保有個人情報を特定する
ことは困難である。ついては、本件請求個人情報の特定に当たってその趣旨を解
釈する必要があるが、本件の経緯に鑑みれば、実施機関が本件開示請求の趣旨を
平成〇年〇月〇日に審査請求人が実施機関を訪問した際の対応記録を求めるもの
と解したことには合理性が認められる。

審査会が実施機関に確認したところ、実施機関を訪問した者とのやり取りにつ
いて書面で記録すべきことを定めた一般的な規程はなく、対応記録を書面として
作成し、保存するかについては、個々の状況に応じて判断されるとのことである。

実施機関が審査請求人に対応した際の状況を踏まえれば、組織内部での報告を

口頭により行ったため、本件請求個人情報については保有しておらず、不存在であるという実施機関の説明に不自然、不合理な点はなく、また、他にその存在を認めるべき特段の事情も見当たらない。

以上のことから、本件請求個人情報について不存在を理由として非開示とした決定は、妥当である。

なお、審査請求人は、審査請求書及び意見書においてその他種々の主張を行っているが、これらはいずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

なお、保有個人情報の開示請求に当たり、条例13条1項2号は「開示請求をしようとする保有個人情報を特定するために必要な事項」を開示請求書に記載するよう求めているが、審査請求人の記載は、実施機関を誹謗中傷する表現を多用した冗長なものであり、請求に係る保有個人情報の内容が具体的に示されているとは言い難い。

審査請求人においては、開示請求に当たって、条例13条1項2号の趣旨に沿い、請求に係る保有個人情報を的確に提示するよう望むものである。

(答申に関与した委員の氏名)

吉戒 修一、寺田 麻佑、野口 貴公美、森 亮二